大阪公立大学 Osaka Metropolitan University 学術情報リポジトリ

<研究ノート>旗本石丸家財政の一端：河州におけるその収支の概況

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002327

研究ノート

旗本石丸家財政の一端

――河州におけるその収支の概況――

藤井定義

一　はしがき

かってわたくしは「近世後期における村入用」[1]と題して、旗本石丸家の知行地河州若江郡下小坂村の場合について述べ、その中で下小坂村と石丸家との借財関係については、次の機会にゆずることとした。本稿はその不備を補おうとして、したためたものであるが、後述するように、石丸家は河州において下小坂村の他に三ヵ村の知行地を有していた関係上、ここでは石丸家の知行地四ヵ村から得られる物成を中心とした同家の収入支出について、その具体的数字を紹介することとする。これによって多少なりとも河州における石丸家の借財関係も明らかになろうし、また前稿の不備も補うことができるかと思う。

石丸家の所領として、河州若江郡中小坂村（二一八石八斗三合）、同郡下小坂村（四八〇石一斗七升七合）、志紀郡北条村（三〇一石二升）の三ヵ村（一、〇〇〇石）が与えられたのは、寛文三年（一六六五）石丸石見守定次が大阪東町奉行に任ぜられた際であった。[2]ここで石丸家は高一、〇〇〇石の加増になり、関東における高一、〇〇〇石　計二、〇〇〇石の知行取

となった。その後北条村は宝永元年（一七〇四）新大和川の開さくにより反別九町六反九畝六歩・村高一六五石八斗五升九合の地は同川敷地となった。そのためであろうか同村における村高は一三五石一斗六升七勺となり、その減少した高一六五石八斗五升九合三勺がこの時はじめて丹北郡木本村において与えられたのではなかろうか。[3] ここにおいて河内四ヵ村が石丸家の所領となり、以後このような状態で幕末まで継続した。なお関東においては文化一〇年（一八一三）から文政三年（一八二〇）に至る期間には、右のほか込高七二石三斗九升三合があった。[4]

本稿で取り扱う期間は史料の関係から文化一〇年以降慶応二年（一八六六）までとするが、さらに弘化四年（一八四七）から嘉永五年（一八五二）に至る六ヵ年間は史料が欠けているので一応除外する。なお史料は布施市下小坂山沢家所蔵のもので「△年河内四ヶ村御勘定帳」である。

(1) 拙稿「近世後期における村入用」（「歴史研究」第六号）。

(2) 「大阪府全志」巻之四（四六一頁）によると、北条村は「年紀不詳石丸時太郎の采地（大阪府地誌には寛文三年大阪町奉行石丸石見守定次の采地となり、以後寛永年間より町奉行の交代采地となり、元禄四年小田切土佐守直利の時之を停む、上地はこの時ならん、其後領主地頭の沿革詳ならず。明治維新の際には代官多羅尾の支配とせり。然れども今調査の結果之を採らず。尚後考を俟つ。）となり」とあるが、その年紀を一応寛文三年とした。

(3) 「大阪府全志」巻之四（六三四頁）によれば、木本村は「本地は元禄八年（一六九五）より秋元但馬守喬知の領地たりしも、寛政二年（一七九〇）に至り村高六百参拾参石九斗九升四合の内、弐百四拾八石五斗五升参合は徳川氏代官の支配に属し、（中略）又徳川代官の支配地は文化八年（一八一一）に至り、更に両分して其の壱百六拾五石八斗五升九合参勺は麾下石丸時太郎の采地に属し、残り八拾弐石六斗七升参合七勺は依然徳川代官の支配たり」となして、木本村が石丸領に属した年を文化八年と述べているが、文化元年（一八〇四）の「子年河内四ヶ村御勘定帳」には同村が載っているし、さらにさかのぼって元文四年（一七三九）の「四ヶ村御物成銀納勘定帳」にも本村の高百六拾五石八斗五升九合三勺が記載してあるので、すでにこの時石丸家の知行地として認められている。しかし何年から木本村が石丸領に所属したかは不明である。

(4) 古島敏雄・永原慶二共著「商品生産と寄生地主」二一九頁。

二　勘定帳の形式

勘定帳の形式は年によって多少異なるが、まず初めに「下小坂村勘定目録」という項目がある。村高と並んで、取米・口米

・夫米とその合計が記されている。取米以下の合計が総取高石数である。つぎにその総取高の三分の一の銀納高と米一石についての御定値段、およびその代が銀で示され、残りの六割七分の米方（米納高）をのせ、つづいてその米納払米の石当り時価米相場とその払米代を銀で示し、そして銀納高と米納高とを合計している。この銀高は数回ないし十数回に分納され、末尾に「右之通奉皆納候以上」と記して、下小坂村年寄・庄屋の署名でこの目録を終っている。つぎに中小坂・木本・北条の順で、下小坂村の目録と同様な形式で記載しているが、木本村のみは十分一銀納、三分一銀納と分けているが米納の分については他の三ヵ村と同様である。これを要約すると、下小坂・中小坂・北条の三ヵ村は三割三分が銀納、六割七分が米納、木本村は四割三分が銀納、五割七分が米納という形式を一応とっているが、実際はすべて銀納であったことになる。ちなみに銀納分は「御定値段」で銀に換算し「例年九月分相納メ、十二月八日限り皆済」し、米納分は「例年十月中相納候、尤郷蔵に入置、直段宜敷節年内見合其所にて売払、米代銀蔵元へ相納」[1]めることになっていた。

第二の項目として「当年御下し金」というのがある。これは江戸への下し金で、これが実際に石丸家へ納められた金額で、これによって同家の家計をはじめ家来の給与もまかなわれたのであろう。この下し金は物成金の一部で、年によっては下し金が物成金ではまかない切れず、村が借金をして下し金を負担している場合もある。

第三に「諸向渡し方」を記載している。これには庄屋の扶持米代、借金の返済など多数記載しているが、詳細は後述する。

第四番に「御借用」という項目を載せている。これには石丸家が借用した借用銀高とその貸主が記してあるが、それは村々が石丸家の借財を引き受けた借財引受高であり、弘化二年以降この項目は「御借財引請(受)分」と代っている。記載の借用高は一年ごとのそれではなく、毎年の累積高を示したものである。

以上項目を記したあとに四ヵ村の庄屋・年寄が「右之通△年請御勘定目録奉差上候、為後日連判依而如件」と奥書して代官へ報告をしたのである。それに対して代官は「如前書△年御物勘定御仕立在之候ニ付、遂吟味、為後日致判形遣之候、以上」と四ヵ村の庄屋中にあてている。

以上が勘定帳の形式の概略であるが、年によって上記四項目

のほかに「利足銀」、「借返し分」とか「別廉利(足)銀渡方」などという項目を記載していることもある。また天保一四年から文久三年の間の勘定帳は、四ヵ村ごとに上記四項目をわけて各村単位に記載をしているが、元治元年からは元に復している。この勘定帳は毎年の収入支出明細帳ということになろう。次に収入から順次内容を検討しよう。

(1) 古島敏雄・永原慶二共著「前掲書」二一九頁。

三 収 入

(イ) **御成物** 四ヵ村の村高は前述のように一、〇〇〇石、平年の年貢米総高は四七四石七斗七升五合七勺であるから、年貢率は五公五民程度であったと推察できよう。もちろん凶作の年には年貢の容赦は認められている（第一表の年々の総取米高と備考を参照）。この年貢米総高は銀に換算して納入され、下し金と諸向渡し方という支出に分けられるのである。

(ロ) **借 財** この借財によって文化一〇年以降慶応二年までにおける石丸家財政逼迫の度合いが明らかになる。一般に旗本の経済生活は三代家光時代に困窮しはじめたといわれているが、そのころの石丸家のことは不明である。しかし江戸中期以

第一表 河内四ヵ村収入表

年次	総御取米高	総物成銀(A)	河内四ヵ村借用銀(B)	B/A	備考
	石	貫 匁	貫 匁	%	
文化10年	474,775.70	30,291,581	50,479,550	116.65	
11年	454,175.82	28,428,881	46,290,440	162.89	畑方不作
12年	469,625.70	28,539,994	44,857,978	157.17	水難（北条村）
13年	469,625.75	32,936,806	41,663,180	126.49	風損田畑不作
14年	474,775.70	29,418,816	40,593,678	137.98	
文政元年	〃	25,110,360	36,824,782	146.65	
2年	〃	20,078,935	37,393,640	186.23	
3年	408,905.75	19,351,723	50,096,965	258.87	水損
4年	469,625.70	26,857,222	73,043,942	271.97	風損（中小坂村）
5年	474,775.70	27,388,336	81,268,330	296.72	
6年	313,775.70	19,650,347	73,591,965	374.50	旱魃
7年	474,775.70	28,051,953	92,883,195	331.11	
8年	432,545.72	32,490,577	112,289,195	345.60	綿不作
9年	372,805.71	23,042,970	109,116,000	473.53	旱損
10年	467,565.70	26,891,929	109,418,090	406.88	旱魃（木本村）

11年	460, 355.72	36, 740, 864	119, 669, 050	325.71	凶作
12年	412, 975.75	28, 745, 603	130, 246, 570	453.10	綿不作
天保元年	474, 775.70	38, 141, 140	143, 846, 470	377.14	
2年	453, 145.67	33, 237, 987	132, 721, 410	399.30	凶作
3年	454, 175.70	32, 272, 343	128, 851, 070	399.26	旱魃
4年	474, 775.70	53, 287, 118	133, 512, 430	250.55	
5年	460, 355.70	35, 296, 429	126, 573, 622	358.60	旱魃（下小坂村 木本村）
6年	474, 775.70	39, 590, 041	135, 266, 251	341.66	
7年	371, 775.76	54, 941, 553	133, 361, 870	242.73	凶作
8年	441, 815.67	41, 711, 660	123, 548, 218	296.19	綿不作
9年	402, 675.70	51, 668, 737	129, 939, 938	251.48	〃
10年	471, 685.75	31, 678, 871	123, 985, 091	391.38	凶作（木本村）
11年	474, 775.70	29, 887, 178	123, 034, 128	411.66	
12年	〃	36, 374, 712	131, 498, 020	361.50	
13年	425, 644.70	28, 454, 370	141, 862, 247	498.56	違作
14年	474, 775.70	38, 860, 117	193, 986, 546	499.19	
弘化元年	〃	38, 291, 148	181, 386, 610	473.70	
2年	〃	43, 670, 461	180, 916, 774	414.27	
3年	〃	37, 113, 383	205, 200, 967	552.90	
嘉永 6年	318, 215.70	25, 220, 517	164, 225, 890	651.15	旱魃
安政元年	474, 775.70	40, 790, 478	166, 309, 000	407.71	
2年	302, 160.60	29, 850, 795	180, 102, 210	603.34	旱魃
3年	387, 225.70	29, 508, 344	212, 525, 365	720.22	〃
4年	474, 775.70	47, 097, 564	234, 224, 590	497.31	
5年	〃	61, 794, 781	229, 465, 210	371.33	
6年	〃	60, 631, 221	243, 025, 860	400.82	
万延元年	428, 426.00	75, 847, 714	227, 626, 360	300.10	違作
文久元年	474, 775.70	57, 814, 466	213, 681, 340	369.59	
2年	468, 492.70	69, 153, 612	199, 894, 150	289.05	綿違作
3年	474, 775.70	90, 505, 336	189, 635, 670	209.52	
元治元年	326, 455.70	95, 872, 089	151, 183, 110	157.69	旱魃
慶応元年	474, 775.70	203, 678, 509	122, 053, 230	59.92	
2年	286, 285.70	279, 436, 626	—	—	田畑大違作

降は他の旗本同様財政難に陥り、享保二一年（一七三六）には四〇両の借財をなしていた。[1] もっともその借財は石丸家が直接借りたものではなく、その借財を村が引き受けたいわゆる村受けであった。しかし古島敏雄・永原慶二の両氏によれば「金貸たちが旗本石丸氏に村受けで金を貸したのは、村を信用してというよりは、代官であり庄屋であるY氏の財力を信用して用立てたものと考えられるのである」[2] と述べておられる。第一表の総物成銀高（A）に対する借用銀高（B）の比B／Aから、財政はほとんど破綻に瀕していたと考えることができよう。

森泰博氏の畿内北摂旗本能勢家の財政研究によれば天保三年（一八三二）能勢家では歳入合計高一六七貫九五六匁五分三厘に対して、借金は四七貫六七五匁[3]で、歳入に対する借金の割合は二八・三二％になる。一方石丸家の同年の総物成銀に対する借用銀の割合は三九九・三〇％である。この後者のパーセンテージは総物成銀の約四ヵ年間分の借財を意味するものである。これだけの史料で比較することは危険であるが、石丸家の借財の多さを示しているということができるようであり、また見方をかえれば、この多額の借財ができたのは前述Y家にそれだけの信用があったからということになろう。

第一表によって、借用銀が総物成銀に対してしめる比重がどの程度であったかが明らかである。総物成銀に対する借用銀の割合の最高は安政三年（一八五六）の七二〇・二二％であり、約七年二ヵ月分の総物成銀に相当する借金である。[4]

つぎに借用銀の貸主についてみよう。例えば文政一一年（一八二八）の総借財高一一九貫六六九匁五厘の貸主は、公金拝借、村名を肩書きとするもの、商人があげられる。公金拝借とは大阪町奉行からの負債である。商人は平野山口屋庄左衛門・同炭屋太平と大阪の伊丹屋勝蔵の三人である。なお同年の貸主の名前および総借財高に対する各人の借財高の割合を括弧内に示すと次のとおりである。伊丹屋勝蔵（一六・九二％）・平野山口屋庄左衛門（一〇・〇二％）・小蛇草村利助（八・三五％）・近江堂村惣左衛門（五・五四％）・（東）出戸村彦蔵（五・四三％）・三ノ瀬村七郎右衛門（五・二六％）・市場村平兵衛（五・〇三％）・公金拝借（五・〇一％）平野炭屋太平（同上）・難波村善兵衛（同上）・御厨村治郎兵衛（四・一七％）・林村勝次郎（同上）・正覚寺村太平衛（四・〇二％）・木戸村源次郎（三・八六％）・高井田村伊兵衛（三・三四％）・木本村重次郎（同上）・道明寺村与兵衛（二・〇八％）・木本村重兵衛（一・六七％）

・木戸村徳兵衛（同上）である。なお時代が進むにつれて貸主に推移があることはもちろんであるが、紙数の関係でその点は別稿にゆずる。

(1) 古島敏雄・永原慶二共著「前掲書」一二七頁。

(2) 森泰博「旗本の領地支配と財政」（「大阪大学経済学」第九巻一号）一一八頁以下。

(3) 同右、一一九頁。

(4) 借財の返済については拙稿「前掲論文」（一九二頁）を参照されたい。

四　支　出

(イ) **下し金**　下し金が江戸の石丸家へ直接上納された金であることは前述したとおりで、これが石丸家年々の正味の収入である。しかしこの項目はその年の総取高のみで成り立っているとは限らず、例えば次の諸向渡し方の支出が嵩んだ年には、下し金は借金でまかなわれている。なお臨時の下し金として殿様の葬式代、縁組のための諸入用などがあげられるが、これら臨時の下し金はすべて借用銀であり、この借用銀は翌年から諸向渡し方で利足とともに返済されている。また特別年末の入用など、下し金の前借りを行なっている場合もある。以上の下し金をまとめたものが第二表である。

ここで総物成銀に対する下し金の比率の最も高い年、すなわち天保一三年の二〇八・四三%を例にとって、どのようなやりくりを行なって財政をまかなっていたかを勘定帳から見ることとする。二〇八・四二%という数字は、その年の全収入（総物成銀）に対して下し金が二倍以上あったことを示すのである。

天保一三年は違作の年で、総物成銀は二八貫四五四匁三分七厘であった。支出は下し金五九貫三〇八匁二分一厘と、諸向渡し一三貫二五八匁七分で、合計七二貫五六六匁九分一厘である。この支出から収入を差引いた額四四貫一一二匁五分四厘は、すなわち赤字、この全金額を村方弁納と書いている。要するに新規借用をなし、収支の辻つまを合せているのである。

(ロ) **諸向渡し方**　この支出は知行地での必要経費すべてで、多方面にわたっているが、その目ぼしい項目をあげると、庄屋扶持米代、暑寒見舞、御用干瓢代（神前への供え物か？）、玉手山安福寺御香料、年暮鰹節代、年中飛脚賃、船賃、御役料、年中紙代、年中出勤茶代などで、一応定期的出費である。またこの項目で最も重要なものは借金の元利（利率年一割前後）の返

第二表 河内四ヵ村支出表

年次	下し金	諸向渡し	下し金/総物成銀
	貫匁	貫匁	%
文化10年	21,924,330	8,360,650	72.37
11年	23,507,390	4,971,080	82.68
12年	21,773,088	6,733,560	76.28
13年	27,511,050	7,360,900	83.52
14年	24,827,548	4,708,500	84.39
文政元年	19,668,140	8,850,660	78.32
2年	35,526,120	4,299,780	176.93
3年	34,067,470	16,882,670	176.04
4年	28,241,600	13,103,527	105.15
5年	6,461,440	27,869,015	23.59
6年	27,130,020	11,492,763	138.06
7年	33,684,300	13,986,800	120.07
8年	19,215,750	17,875,710	59.14
9年	11,268,400	21,893,590	48.90
10年	22,721,270	4,775,920	84.49
11年	26,986,890	8,902,670	73.45
12年	23,952,740	4,791,270	83.32
天保元年	16,116,730	29,890,480	42.25
2年	15,116,580	17,788,340	45.47
3年	12,418,210	19,511,010	38.47
4年	23,773,360	35,891,540	44.61
5年	21,642,260	17,301,160	61.31
6年	24,682,720	20,069,130	62.34
7年	29,376,210	30,891,220	53.46
8年	37,394,970	20,909,567	89.65
9年	21,226,560	34,742,947	41.08
10年	20,155,700	18,651,100	63.62
11年	27,625,720	19,471,640	92.43
12年	35,059,030	21,255,330	96.38
13年	59,308,210	13,258,700	208.43
14年	14,486,910	37,447,200	37.27
弘化元年	17,507,190	22,358,715	45.72
2年	28,710,630	47,911,369	65.74
3年	20,707,610	38,994,605	55.79
嘉永6年	17,292,080	34,361,030	68.56
安政元年	18,725,140	43,079,030	45.90

2 年	17,996,880	32,512,330	60.28
3 年	22,053,320	26,600,890	74.73
4 年	23,114,800	39,594,250	49.07
5 年	28,652,850	56,232,980	46.20
6 年	28,592,120	40,040,680	47.15
万延元年	28,442,970	55,341,670	37.50
文久元年	28,473,220	37,576,210	49.24
2 年	31,887,550	64,978,970	46.11
3 年	33,118,340	74,897,880	36.59
元治元年	50,384,610	46,989,150	52.55
慶応元年	63,542,000	140,344,010	31.19
2 年	261,183,580	32,533,160	93.46

済である。この外臨時的なものに関普請入用の御下銀などがある。

年によって記載方法が異なっているので不統一であるが、利子銀として諸向渡し方から独立して支出項目を設けている勘定帳もある。この利足銀を支払うために、さらに他から借用して支払っているような場合もあり、この諸向渡し方をまとめたものを第二表に載せておいた。

五　あとがき

以上河州における石丸家の財政をその収入支出に即して述べた。したし支出の重要部分を占めている下し金の使途が全く不明であるなど、不完全な点があるが一応これらから同家の財政状態を一瞥してこの稿を終る。

まず第一に取り扱った期間をつうじ破産に瀕した不均衡財政であったということである。しかもこの間の赤字はすべて借金で埋合せているだけである。したがってもう農民の貢租だけでは如何ともしがたい状態に到達していたといえる。

第二には慶応元年（一八六五）になってはじめて借用銀高が総物成銀高より低くなっているのである。ということは一応

総物成銀によって借用銀が支払われたことを示し、それだけ財政に余裕を生じたものと考えられる。今少し具体的に述べると同年に総物成銀二〇三貫六七八匁五分九毛に対して借用銀は一二二貫五三匁二分三厘になっている。しかもその借用銀全額を同年中に皆済している。このように石丸家が借財を支払うことのできるようになった理由はどこにあろうか。それは多分インフレーションによる米価騰貴（慶応元年米一石に対する御定値段銀四三五匁四分、翌二年は九六一匁八分三厘六毛）という経済変動によるものであり、その変動がかえって同家の財政難を救ったように思われる。

第三には下し金が総物成銀をうわまわっている年が全期間（四八ヵ年）中六ヵ年あるということである。ということは領主が農民の貢租以上に負担をかけたということにある。このほかに諸向渡しを支払わねばならないのであるから借財は一層嵩むのである。

第四に諸向渡しで特に目だつのは慶応元年の一四〇貫余の支出である。これは前述した借用銀の返済にあてたからである。

一般に旗本の財政難は近世の初期から現われ、それも幕末に近づくにつれて逼迫しているようである。石丸家の場合も上述したように同様で借用銀累積高がそれを裏書きしている。しかし石丸家の財政難も、同家自身の経済状態の悪化からきたというなよりは次のような理由による一般化した旗本の財政難から来ているものと考えられる。すなわちその財政難の根本原因は貨幣経済の発達と、それに対する土地経済との矛盾である。貨幣経済が次第に発達するにつれて、固定収入による旗本層が困窮に陥いるのは当然であるからである。[1)]

付

拙稿「前掲論文」[2)]の中で「郷割」の内容は不明であると述べたが、その後「郷割勘定帳」を借覧することができた。「郷割勘定帳」にその内容として、干瓢代・年中飛脚賃代・なら付代（御献上奈良漬）・出勤料・御用達役料・御誕生ニ付上ル・御縁組ニ付祝儀上ル・郷割入用・人足賃・暑寒見舞・殿様御役付の節御祝儀などが記載してあったので、この機会に補足する。

(1) 野村兼太郎著「徳川封建社会の研究」（五七頁）によれば、旗本層の困窮には幾多の原因を数えることができるとして、その一つに人件費の大であったことが指摘されている。

(2) 拙稿「前掲論文」（二〇二頁）。